

2025年度版

投資家のための 税金読本

『103万円の壁』の改正もまるわかり

- ・証券投資の所得申告による「ふるさと納税」への影響
- ・株式、公社債、投資信託、先物・オプション取引の税金 など
- ・税制や相続、贈与について“学べる1冊”



編著：大和総研
監修：税理士法人柴原事務所

日本法令

この文書は『2025 年度版 投資家のための税金読本』
から一部抜粋したものです。
より詳しい内容を知りたい方は以下のリンクから
お求めいただけます。

『2025 年度版 投資家のための税金読本』

定価：1,600 円（税別）

著者：大和総研

発行：2025 年 7 月 16 日 372P

発行所：日本法令

<https://www.amazon.co.jp/dp/4539747177>

「上場株式等」に対する課税の概要

「株式等」と「上場株式等」の範囲

ほとんどの有価証券は、税制上「**株式等**」と呼ばれます。「株式等」には、株式のほか、出資、投資信託、公社債、特定受益証券発行信託の受益権、外国法人が発行するこれらのものも含まれます。

このうち、上場されているもの、または公募によるものなど公共性・一般性が高いものを「**上場株式等**」と呼びます。上場株式等には、上場株式、公募投資信託、特定公社債（上場または公募の公社債など）、ETF、ETN、上場REIT等のほか、外国法人が発行するこれらのものも含まれます。富裕層向けのオーダーメイド商品などを除けば、証券会社や銀行などを通じて購入できる有価証券のうちほとん

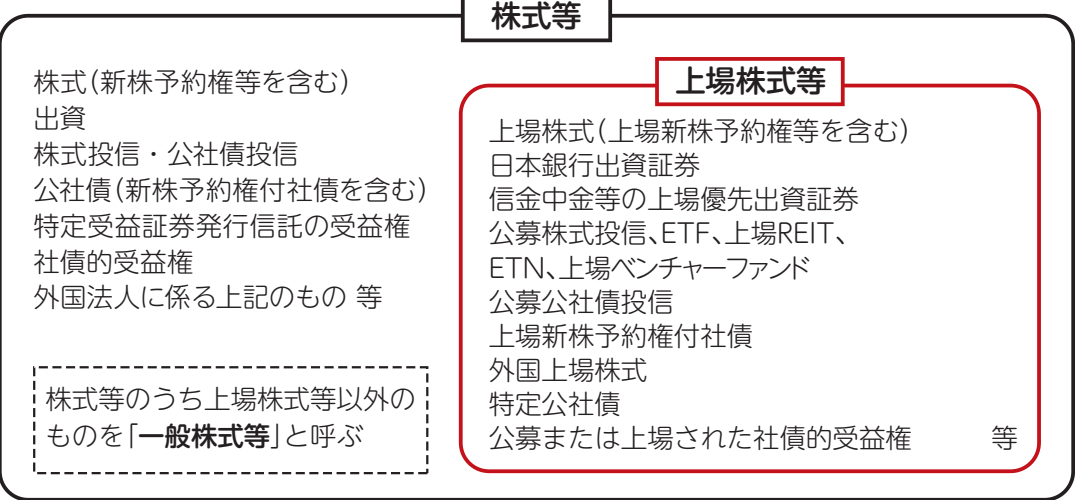
どは、「上場株式等」に分類されます。

このため、証券投資家は、まず「上場株式等」に係る税制の扱いを理解しておくことが重要です。この章では「上場株式等」に対する税制の扱いを解説します。

なお、「株式等」のうち「上場株式等」にあてはまらない商品のことを「**一般株式等**」と呼び、非上場株式、私募投資信託、一般公社債などが該当します。これらの商品についての税制は8章「様々な投資商品における課税の扱い」で解説します。

3章において、一般株式等にも共通する説明については「**上場 一般**」のマークを、上場株式等のみにあてはまる説明については「**上場 一般**」のマークを付けています。

株式等と上場株式等の範囲



「上場株式等」に対する課税の概要



上場株式等に対する課税は、それが配当、利子、分配金であろうと、譲渡・償還による利益であろうと、税率20.315%（所得税15.315%、住民税5%）で課税されるというのが大原則です。外国の商品等、外貨で受け取るものについても、

円換算した上で税率20.315%（所得税15.315%、住民税5%）が課税されることに変わりありません。

もっとも、その所得区分が「譲渡所得等」、「配当所得」、「利子所得」のいずれであるかにより扱いは異なります。

主な商品の所得区分

	利子・配当・分配金	譲渡損益	償還損益
上場株式	上場株式等の「配当所得」 ⇒源泉徴収あり、確定申告不要 (確定申告することも可能)	上場株式等の「譲渡所得等」 ⇒原則として源泉徴収なし、確定申告が必要 (源泉徴収ありの特定口座の場合、申告不要とすることが可能)	
公募株式投信			
ETF			
上場REIT			
特定公社債	上場株式等の「利子所得」 ⇒源泉徴収あり、確定申告不要 (確定申告することも可能)		
公募公社債投信			

上場株式等の所得区分別の課税概要

所得区分		源泉徴収	確定申告の要否	所得税・住民税の課税方式
上場株式等の譲渡所得等	原則	なし	必要	申告分離課税
	源泉徴収ありの特定口座の場合	あり	不要	・申告不要制度*1 ・申告分離課税から納税者が選択
上場株式等の配当所得	原則	あり	不要	・申告不要制度*1 ・申告分離課税 ・総合課税から納税者が選択
	大口株主（発行済株式の3%以上保有*2）の場合	あり*3	必要	総合課税
上場株式等の利子所得		あり	不要	・申告不要制度*1 ・申告分離課税から納税者が選択

※1 基準所得金額が3億3,000万円超の納税者に限り、ミニマムタックスの対象となり確定申告が必要となる場合があります。詳細は、[150ページ](#)を参照してください。

※2 その個人が同族株主となる同族会社を通じた間接保有も含めて「3%以上」であれば、確定申告が必要となり、かつ、総合課税が適用されます。

※3 大口株主等が受け取る上場株式等の配当所得は、源泉徴収税率が20.42%（所得税のみ）となり、確定申告と総合課税の適用が求められます。

特定公社債と一般公社債

公社債のうち、公募のものや上場されているもの、国や地方自治体が発行しているもの等、下表のいずれかに該当するものが特定公社債、下表のいずれにも該当しないものが一般公社債です。特定公社債は上場株式等に含まれ、一般公社債は一般株式等に含まれます。

▶ 特定公社債の範囲

- ① 金融商品取引所または外国金融商品取引所に上場されている公社債
 - ② 国債、地方債
 - ③ 外国国債、外国地方債
 - ④ 会社以外の法人が特別の法律により発行する社債（外国法人に係るもの並びに投資法人債および特定目的会社の特定社債を除く）
 - ⑤ 公募公社債
 - ⑥ 発行日の前9ヵ月（外国法人は12ヵ月）以内に有価証券報告書等（半期報告書を含む）を提出している法人が発行する社債
 - ⑦ 金融商品取引所または外国金融商品取引所において公表されたプログラム（一定の期間内に発行する公社債の上限額、発行者の財務状況等その他その公社債に関する基本的な情報をいう）に基づき発行される公社債
 - ⑧ 国外において発行された公社債で、次に掲げるもの（取得後引き続き保護預りがされているものに限る）
 - a 国内において売出しがされたもの
 - b 国内における私売出しの日前9ヵ月（外国法人は12ヵ月）以内に有価証券報告書等（半期報告書を含む）を提出している法人が発行する社債
 - ⑨ 次に掲げる外国法人が発行し、または保証する債券
 - a 出資金額または拠出金額の50%以上が外国の政府により出資または拠出されている外国法人
 - b 外国の特別の法令の規定に基づき設立された外国法人で、その業務が当該外国の政府の管理の下に運営されているもの
 - c 国際間の取極に基づき設立された国際機関が発行し、または保証する債券（世銀債等）
 - ⑩ 国内または外国の法令に基づいて銀行業または第一種金融商品取引業を行う法人またはその100%子会社等が発行する社債（発行時にその取得者が1人またはその関係者のみであるものを除く）
 - ⑪ 2015年12月31日以前に発行された公社債（発行時に同族会社であった会社が発行した社債を除く）
- (注) これらに該当しても、預金保険法の対象となっている金融債および農水産業協同組合貯金保険法の対象となっている農林債、2015年12月31日以前に発行され発行時に償還差益の源泉徴収を受けた割引債は「特定公社債」にも「一般公社債」にもなりません。

上場株式等の「譲渡所得等」に対する課税の概要

上場

▶ **上場株式等の「譲渡所得等」とは**
上場株式等の「譲渡所得等」には、上場株式・公募投資信託・特定公社債などの「譲渡」による損益のほか、公募投資信託・特定公社債などの「償還」による損益も含まれます。現物取引だけでなく信用取引による譲渡損益も、上場株式等の「譲渡所得等」となります。

厳密には、その上場株式等の取引頻度等により、上場株式等の譲渡・償還による損益は、「譲渡所得」、「雑所得」、「事業所得」のいずれかに区分されます（詳細は [69ページ](#)）。しかし、上場株式等の譲渡・償還による損益がたとえ「雑所得」や「事業所得」に区分されたとしても、他の雑所得や事業所得などと通算できるわけではなく、かつ上場株式等の譲渡による損益は「譲渡所得」、「雑所得」、「事業所得」の区分をまたいで通算できます。したがって、通常、上場株式等の譲渡・償還による損益についてその所得区分が何であるかを意識する必要はありませんので、本書では、これらをまとめて「上

場株式等の譲渡所得等」と呼んでいます（例外的に、上場株式等の譲渡損益の所得区分を意識する必要がある場合については、[69ページを参照](#)してください）。

▶ **上場株式等の譲渡所得等に対する課税**

上場株式等の譲渡所得等については、原則として源泉徴収は行われず、確定申告を行う必要があります（**申告分離課税**）。税率は20%★（所得税15%★、住民税5%）です。

ただし、源泉徴収ありの特定口座においては、上場株式等の譲渡の都度、取扱いの証券会社や銀行などによって税率20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の源泉徴収が行われるので、確定申告をする必要はありません（**申告不要制度***）。もっとも、源泉徴収ありの特定口座で取引されたものも確定申告を行うことはできるので、上場株式等の配当所得や利子所得と損益通算ができる場合など、納税者にとって有利なときは確定申告を行うとよいでしょう。

上場株式等の配当所得に対する課税の概要

上場

上場株式の配当、公募株式投資信託の普通分配金、ETF・上場REITの収益分配金などは、**上場株式等の配当所得**として課税されます。

上場株式等の配当所得は、上場株式等の発行体、または、当該配当等の支払いを取り扱う証券会社や銀行などによって当該配当等が支払われる際に税率20.315

%（所得税15.315%、住民税5%）の源泉徴収が行われ、原則として確定申告は不要となります（**申告不要制度***）。

上場株式等の配当所得につき確定申告を行うことも可能です。確定申告を行うか否かは、原則として、1回に受ける配当ごとに選択することができますが、源泉徴収ありの特定口座に受け入れたもの

(注1) ★印の付いている所得税については、別途復興特別所得税の課税も行われます。復興特別所得税の税率は基準所得税額の2.1%です。詳細は、[51ページを参照](#)してください。

(注2) *印の付いている申告不要制度について、基準所得金額が3億3,000万円超の納税者に限り、ミニマムタックスの対象となり確定申告が必要となる場合があります。詳細は、[50ページを参照](#)してください。

は特定口座単位で（上場株式等の利子所得も含めて）申告の有無を選択します。確定申告する上場株式等の配当所得は、その全部について「申告分離課税」か「総合課税」のいずれかを選択します。

申告分離課税を選択した場合、税率は20%（所得税15%、住民税5%）であり、税額控除や損益通算等がなければ、この所得税額に2.1%の復興特別所得税が課されるので、計20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%）となり、源泉徴収時と同じになります。また、上場株式等の「譲渡所得等」の当年分の

損失との損益通算および過去3年以内に繰り越された損失による繰越控除を受けることができます。

総合課税を選択した場合、課税所得金額によって適用税率が異なり、商品によっては配当控除を受けることができます（上場株式等の「譲渡所得等」の当年分の損失との損益通算および過去3年以内に繰り越された損失による繰越控除を受けることはできません）。

納税者にとって有利となる課税方式の選択については  **85ページ** で検討します。

上場株式等の利子所得に対する課税の概要

上場 

特定公社債の利子、公募公社債投資信託の分配金などは、**上場株式等の利子所得**として課税されます。

上場株式等の利子所得は、上場株式等の発行体、または、当該利子等の支払いを取り扱う証券会社や銀行などによって当該利子等が支払われる際に税率20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の源泉徴収が行われ、原則として確定申告は不要となります（**申告不要制度***）。

上場株式等の利子所得につき確定申告を行い **申告分離課税** を選択することも可能です（総合課税を選択することはできません）。確定申告を行うか否かは、原則として、1回に受ける利子ごとに選択することができますが、源泉徴収ありの特定口座に受け入れたものは特定口座単位

で（上場株式等の配当所得も含めて）申告の有無を選択します。なお、申告することを選択すると、利子所得は申告分離課税となりますが、配当所得については総合課税を選択することも可能です。

確定申告を行い申告分離課税を選択した上場株式等の利子所得は、税率は20%（所得税15%、住民税5%）であり、税額控除や損益通算等がなければ、この所得税額に2.1%の復興特別所得税が課されるので、計20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%）となり、源泉徴収時と同じになります。また、上場株式等の「譲渡所得等」の当年分の損失との損益通算および過去3年以内に繰り越された損失による繰越控除を受けることができます。